

令和3年9月定例会 県土整備委員会（事前）

令和3年9月6日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、県土整備委員会を開会いたします。（10時56分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第6号 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部改正について
- 議案第7号 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 令和3年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第13号 令和3年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第14号 令和3年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について
- 議案第15号 令和3年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第16号 令和3年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について
- 議案第17号 山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルの請負契約の変更
請負契約について
- 議案第18号 徳島県蔵本公園プールスタンド改築工事のうち建築工事の請負契約に
ついて
- 議案第26号 令和2年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について
- 報告第3号 令和2年度決算に係る資金不足比率の報告について
- 報告第5号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につ
いて

【報告事項】

- 二級水系「流域治水プロジェクト」の策定・公表について（資料1，2）
- JR牟岐線への新駅設置に係るアンケート調査の実施状況について

貫名県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、令和3年9月補正一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、受益市町村負担金、変更請負契約、請負契約、徳島県流域下水道事業会計決算、資金不足比率の報告及び専決処分の報告につい

てでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

9月補正予算では、国の防災・減災、国土強^{じん}靱化のための5か年加速化対策の推進、熱海市の盛土流出に伴う土石流災害を踏まえた災害対応力の強化や地域公共交通における安全・安心な運行継続の推進などに取り組んでまいりたいと考えております。

表の下から3段目、計の欄、左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で54億8,898万5,000円の補正をお願いしております。その右隣の計欄には補正後の額を記載しており、652億8,811万8,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

2ページを御覧ください。

特別会計につきましては、今回、補正はございません。

3ページを御覧ください。

このページから10ページにかけましては、各課別の主要事項説明でございます。

まず、高規格道路課でございます。

右端の摘要欄に記載しておりますとおり、国直轄事業負担金など、3億4,257万2,000円の補正をお願いしております。

4ページを御覧ください。

道路整備課でございます。

道路改築事業費や緊急地方道路整備事業費では、道路の整備に要する経費として、25億2,742万5,000円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。

都市計画課でございます。

公園整備事業費では、都市公園の整備に要する経費として、5億8,730万円の補正をお願いしております。

6ページを御覧ください。

水管理政策課でございます。

国直轄事業負担金として、3億873万8,000円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。

砂防防災課でございます。

地すべり対策などに要する経費や、砂防ダムに堆砂計測板を設置して安全な場所からの目視やドローンによる点検を推進する新規事業、砂防ダム「リモート点検」推進事業に1億7,300万円の補正をお願いしております。

8ページを御覧ください。

水・環境課でございます。

農業集落排水整備事業費では、污水处理施設の整備に要する経費として、600万円の補正をお願いしております。

9ページを御覧ください。

運輸政策課でございます。

港湾改修事業費など、港湾施設の整備に要する経費として、9億9,395万円の補正をお

願いしております。

10ページを御覧ください。

次世代交通課でございます。

新規事業、公共交通スマート利用応援事業では、DXによる利用促進や生産性向上等の取組支援に要する経費として、5億5,000万円の補正をお願いしております。

11ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

繰越明許費を早期に設定することにより適正な工期を確保し、県土強^{じん}靱化と建設現場の働き方改革をより一層推進するため、この度、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

このページから19ページにかけましては、一般会計といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業の翌年度繰越予定額を記載してございます。

19ページを御覧ください。

翌年度繰越予定額の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、160億4,600万円となっております。

20ページを御覧ください。

このページから21ページにかけましては、債務負担行為でございます。

アの一般会計では、変更といたしまして、道路整備課の緊急地方道路整備事業工事請負等契約ほか7件につきまして、施工時期の平準化を図るためゼロ県債を設定し、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。

22ページを御覧ください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、（1）条例案でございます。

ア、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例案につきましては、水防法や災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

イ、徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、下水道法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

23ページを御覧ください。

（2）受益市町村負担金でございます。

このページから29ページにかけましては、道路整備課、都市計画課、砂防防災課、水・環境課、運輸政策課が所管する事業について、事業の実施を予定しております市町村ごとに、事業内容、事業費、負担金の額、事業費に対する負担金の割合を記載しております。

これらの事業につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で実施しておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

30ページを御覧ください。

（3）変更請負契約でございます。

ア、山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルの請負契約に係る変更請負契約でございますが、この工事につきましては、工事内容の変更に伴う工期の延長をお願いするものでございます。

31ページを御覧ください。

（４）請負契約でございます。

ア、徳島県蔵本公園プールスタンド改築工事のうち建築工事の請負契約についてでございますが、この工事につきましては、一般競争入札により資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

32ページを御覧ください。

（５）令和２年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定についてでございます。

これは、地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定を頂くため、今議会に提案しようとするものでございます。

なお、この事業会計の決算の概要につきましては、さきの６月定例会におきまして御説明させていただいたところであります。

33ページを御覧ください。

（６）令和２年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定に基づき、港湾等整備事業特別会計と流域下水道事業会計の二つの事業会計について、令和２年度決算に係る資金不足比率を報告するものでございまして、両会計とも資金不足額は発生しておりません。

34ページを御覧ください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、同法の規定により県監査委員による審査をお願いしております。

その結果、次の35ページに記載しております資金不足比率審査意見書、第５、審査の意見欄にございますとおり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとしてお認めいただいております。

37ページを御覧ください。

（７）専決処分の報告についてでございます。

道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。

板野町などで発生しました道路事故14件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、２点、御報告させていただきます。

お手元に御配付の資料（その１）を御覧ください。

１点目は、二級水系「流域治水プロジェクト」の策定・公表についてでございます。

近年、気候変動に伴う異常気象により、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることから、これまでの河川管理者が主体となった治水対策に加え、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水災害を軽減させる流域治水を推進しております。

今回、県、市町、国などと協働で、人口や資産が集積し、重大な損害が生じるおそれのある七つの流域治水プロジェクトを先行して、８月末に策定・公表しました。

この流域治水プロジェクトは、とくしま流域水管理計画をマスタープランとし、地域の災害ハザードの特徴を踏まえ、氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策や被害を減少させる対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を柱として、取組を進めることとしており

ます。

今後は、残る水系の策定を急ぐとともに、この流域治水プロジェクトを着実に推進し、県民の皆様が安全・安心を実感できる治水対策にしっかりと取り組んでまいります。

2点目は、ＪＲ牟岐線への新駅設置に係るアンケート調査の実施状況についてでございます。

なお、資料はございません。

ＪＲ牟岐線へ設置を目指しております新駅の利用者数を予測するため、去る7月7日から8月6日にかけて、新ホールや周辺施設の利用者などを対象にアンケート調査を実施いたしました。

実施状況につきましては、新ホールの利用者向けのアンケートでは、1,149名の方から回答を頂き、周辺施設の利用者向けのアンケートでは、ＪＲ徳島駅及び阿波富田駅の利用者や周辺公共施設への通勤・通学者、徳島市役所への訪問者など、1万1,751名の皆様にアンケートをお願いし、35パーセントを超える4,183名から回答を頂いております。

現在、アンケート調査の集計や分析を行っているところであり、今議会中に結果の報告ができるよう早急に取りまとめを行ってまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

私から数点聞いていきたいと思えます。

まず一つは、先ほど部長から報告のあった新駅設置のアンケート調査結果、数等々はあったのですけれども、その概要について御報告ください。

井上都市計画課長

ただいま山田委員より、ＪＲ牟岐線に設置を目指しております新駅のアンケートについての御質問でございます。

アンケート調査につきましては、7月7日から8月6日までの間に、大きく分けて2種類のアンケートを実施してございます。

まず、新ホール完成後の交通手段として新駅の需要を把握するために行いました新ホールの利用者向けアンケートにつきましては、県内外を問わず幅広い方々に回答を頂けるように県のホームページでのウェブの活用、また県庁のふれあいセンターなどにアンケート用紙を配布して行っております。全体としては、ウェブの方が1,115名、郵送での回答の方が34名、合計1,149名の方から回答を頂戴いたしました。

次に、新駅の検討箇所周辺にあります公共施設の利用者向けのアンケートにつきましては、施設の職員や利用者に対して直接アンケートをお願いしてまいりました。

少し具体的に申し上げますと、JRを利用されている方に対しましては、徳島駅と阿波富田駅に調査員を配置して、休日、平日ともに1日ずつ、JRに乗車されている方々に対し、枚数としては3,455名の方にアンケート調査票を配布させていただき、回答率にして約16パーセント、547名の方から回答を頂いております。

周辺の公共施設に通勤、通学されている方々へのアンケートにつきましては、徳島市役所、税務署、城東高等学校など、六つの施設に御協力を頂いており、2,775名の方にアンケート調査票を配布させていただき、回答率にして約82パーセント、2,278名の方から回答を頂いております。

また、7月に徳島市役所に訪問されている方々に対してアンケート調査票をお配りしており、お配りした方が743名、回答率にして約23パーセント、174名の方から回答を頂いております。

最後に、周辺にお住まいの方々につきましても、郵送で直接アンケート用紙を配布させていただいており、対象となった方が4,778名、回答率にして約25パーセント、1,184名の方から回答を頂き、現在アンケートの集計、分析を行っているところでございます。

山田委員

具体的な結果は付託委員会で出てくるということで、それを待ちたいのですけれども、昨日も「新ホールの新駅設置に疑問」というのが読者の投稿欄に出ました。この声は実は結構あるのです。専門家の中からも疑問の声も上がっています。

だから、駅で聞いたり、市役所関係で聞いたりという結果も当然あるけれども、やはり市民、県民の視点でしっかりと検討する必要があると思うのです。

そういう点もしっかり受け止めるべきだと思うのですけれども、具体的な中身はいろいろと付託委員会で聞くのですが、これらの動きについて県はどういうふうに把握されて、これらの意見はどういうふうに集約しようとしているのですか。

井上都市計画課長

ただいま山田委員から、新駅についての賛否両論の話であったかと思います。

そういった記事が新聞に掲載されていたことは、私も承知しております。

いろんな意見がございすけれども、今回実施しておりますアンケート調査におきましても、新駅の利用の有無のみならず、新駅を利用されない方々について、どういった理由をもってJRや駅を利用しないのかという部分のアンケートも実施しているところでございまして、そういった方々の意見も分析しながら拾い上げていきたいと考えております。

山田委員

そうしたら、具体的な対象等々はただいま報告があったのですけれども、その中身について、具体的には付託委員会で出てくるのだけれど、大まかな傾向等は報告できますか。

井上都市計画課長

現在、5,000名を超える方からアンケートに回答を頂いております。

アンケートの中身につきましても、単純に駅を利用する、利用しないのみならず、日頃

の利用手段であったり、JRを利用している方であれば、どういう駅を利用されているかなど、設問がかなり多いものでございまして、ただいま集計、分析を進めているところで、ここでのコメントは控えさせていただき、アンケート調査は精査した上で御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

山田委員

それでは、付託委員会でゆっくりと聞いていきたいと思っております。

次に、先ほど部長からも報告のあった二級水系流域治水プロジェクトの策定・公表についても聞いておきたいと思っております。

まず、このプロジェクトの概要について、御報告ください。

坂本河川整備課長

山田委員から、流域治水プロジェクトの概要についての御質問がございました。

近年、令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨など、激甚な水害が頻発しております。さらに、今後、気候変動によります降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化が予測されております。

このような水災害リスクの増大に備えるために河川下水道等の管理者が主体となっていく対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、すなわち流域治水への転換を進めることが必要となっています。

流域治水プロジェクトにつきましては、この流域治水の考え方を推進するため、県、流域市町、国など、関係機関が流域全体で協働して取り組む様々な対策を取りまとめたものでございます。

山田委員

そうしたら、今回、七つのところ、17水系という数字も出たのですが、その中身も詳しく報告してほしいと思っております。

それと、先ほど部長からも残りの水系という話も出ましたが、それはどれぐらいあって、いつまでをめどに、どういうふうになされるかという点についても、伺います。

坂本河川整備課長

山田委員から、流域治水プロジェクトのもう少し具体的な内容と今後のスケジュールについて、御質問がございました。

流域治水プロジェクトとは、これまでの河川管理者の河川改修などに加え、先ほども申したとおり、関係機関や地域住民の方々が協働して取り組むのものでございまして、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策の大きな三つの対策で構成しております。

具体的に申しますと、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策につきましては、これまでの堤防整備などの河川改修や河道掘削、樹木伐採をはじめ、高潮リスクの高い河川の

高潮対策、南海トラフ巨大地震に備えた河口部の地震津波対策など、また、被害対象を減少させるための対策につきましては、防災拠点等の高台整備による災害に強いまちづくりなど、さらに、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策につきましては、中小河川の浸水想定図の作成による水害リスク情報空白域の解消、またファミリータイムラインの作成支援による住民等への防災・減災の普及啓発活動などとなっております。

県内には、二級水系が全部で39水系ございまして、この度は17水系を先行策定しております。残り22水系につきましては、今後、関係機関、関係市町と連携しまして、できるだけ早く作成できるように取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

水災害の激甚化、頻発化と先ほども言われましたけれども、非常に関心の高い問題になっています。

残りの水系について一応の工程表というかスケジュールを当然お持ちだと思うのですが、もちろん関係団体等とも協議するのだけれども、大体いつ頃をめどに残りの水系についてもプロジェクトを立ち上げていくのかという点については、どうですか。

坂本河川整備課長

残りの22水系につきましては、できるだけ策定を急いでまいりたいと考えておりまして、めどとしては来年度の出水期までと考えております。

山田委員

その点は引き続き聞いていきたいと思います。

それとの関係で、実は国のほうで流域治水の関連法案が全会一致で採択されました。

もちろん今回のこのプロジェクトと関係するのだけれども、直接ではなく別個のものだということも聞いたのですが、簡単に結構ですので、国の取組の概略についてお聞きします。

また、今日の報告にあったのは二級河川となっておりますけれども、一級河川のほうはどういうふうな対応を考えているのか。これは国のほうということになって、河川整備課ではないと思うのですが、その一級河川の取組について、例えば園瀬川は吉野川水系ということで、当然、一級河川に入るのだけれども、その進捗状況等々も把握していたら教えてください。

坂本河川整備課長

流域治水プロジェクトと流域治水関連法案の関係について、御説明いたします。

激甚化しております水災害に対応するために国、都道府県、市町村が早急に実施すべき、ハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする流域治水プロジェクトを速やかに実施する必要があるとございます。

繰り返しになるのですが、今後、降雨の増大が予想されておまして、関係者による流域治水を更に拡充する必要があるとございまして、このための法的枠組みとして流域治水関連法案の整備が必要となったものでございまして、令和3年5月10日に公布されたもの

でございます。

姫氏原水災害対策室長

山田委員から、一級水系に関する流域治水プロジェクトの御質問がございました。

本県では、一級水系である吉野川と那賀川において、昨年8月に国土交通省、徳島県、関係市町などが参加する協議会を設立し、対策内容の検討及び調整を進めまして、今年3月30日にプロジェクトとして取りまとめ、全国の一級水系とともに公表しております。

プロジェクトの主な施策として吉野川水系で説明させていただきますと、氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策として、既存ダムでの事前放流や治水容量を増強させる早明浦ダムの再生事業、また岩津上流に残っている堤防整備や臨海部での地震・津波対策、被害対象を減少させる対策として、つるぎ町半田などでの堤防整備と一体的に進める土地利用規制などが盛り込まれております。

山田委員のおっしゃった園瀬川の話なのですが、園瀬川流域というのは一級水系の吉野川の流域に含まれておりまして、吉野川水系流域治水プロジェクトにその施策が位置付けられております。

このプロジェクトの中で園瀬川流域に係る具体的な施策を幾つか挙げさせていただきますと、河川整備計画に基づき、無堤箇所である川西地区の堤防整備をはじめ、狭さく部である出岩地区での掘削、樹木伐採や堆積土砂の撤去といった流下能力の向上を図るための対策などが盛り込まれております。さらに、集水域となる上流域において森林の整備保全を推進することが盛り込まれております。

また、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策として、出前講座などの防災教育を実施して、住民の水害リスクに対する理解促進を図ることとしております。

今後とも、流域のあらゆる関係者と連携して、プロジェクトに基づいて、国、県、市町が役割分担の下、ハード・ソフト両面から事前防災対策に取り組みまして、流域治水の推進を図ってまいりたいと考えております。

山田委員

最後に、流域治水関連法案もそうなのですが、結局、コンサルタント任せで調べただけではちがが明かないということで、特に住民参加による流域治水を進めることが非常に重要だと思うのですが、今回の二級河川においても、その点は十分に配慮されて具体化されているのですか。その点だけお答えください。

坂本河川整備課長

山田委員から、住民参加の取組についての御質問がございました。

特にソフト対策といたしまして、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策の柱の中に位置付けている水防団等との重要水防箇所の点検及び水防訓練、避難訓練の実施、要配慮者利用施設の皆様に係る避難確保計画作成の促進、また、各御家庭でこうした水災害を我が事として捉えていただき逃げ遅れを防ぐといったファミリータイムライン等の作成支援、水教育の推進など、幅広くメニューをそろえており、これらの取組によって水災害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

山西副委員長

私から1点、盛土の点検についてお尋ねいたします。

去る7月3日、静岡県熱海市において、梅雨前線に伴う豪雨によって土石流が人家を飲み込み、死者26名、建物被害128棟となる甚大な被害が発生し、今も多くの方が避難を余儀なくされております。

本県でも同様の災害が起こる可能性があるかと危惧されるところであり、早急な調査が必要と考えますが、この災害を受けて県ではどのような対応を行ったのか、お伺いします。

それから、今回の補正予算で砂防ダム「リモート点検」推進事業が入っておりますが、今回の事案を受けて、これからどのような対策を行うのか、お伺いしたいと思います。

杉本砂防防災課長

ただいま山西副委員長から、盛土の点検、それと新しく提案させていただいております砂防ダム「リモート点検」推進事業について、御質問を頂きました。

まず、ただいま御説明を頂きましたが、7月3日の静岡県熱海市における被害を受けての対応でございます。

近年、豪雨災害が激甚化、頻発化する中、盛土の崩壊による災害防止を図るため早急に実態を把握するとともに、緊急対策箇所の安全を確保する必要があるとの認識から、今回の土石流災害の発生後、直ちに関係部局が連携し、宅地造成、管理型砂防堰堤^{えん}、残土処理場など、さらには林地開発許可地において、ドローンなどを活用しながら県独自に緊急点検を実施したところでございます。

県土整備部におきましては、大規模盛土造成地において、土砂災害警戒区域、土石流の区域の中及びその上流に位置するような造成地が15か所ございますが、こちらについて点検を実施したところ、緊急対策が必要となる大きな変状等は見られず、異常がないことは確認できております。

また、土石流発生時にその流出を防ぐ役割を果たす管理型砂防堰堤^{えん}75か所についても点検を実施しまして、土砂撤去等の緊急的な対策が必要となるような堆積は見られなかったことを確認しております。

さらに、この緊急点検も踏まえまして、今回の9月補正予算案として、砂防ダム「リモート点検」推進事業を提出させていただいているところでございます。

砂防ダムそのものについては、山間部で発生する土石流から下流域の人家や公共施設などの保全対象を守る施設ということでございまして、管理型砂防ダムは、その背後にある土砂のたまり具合の確認をしながら、管理ラインを超えた場合に除却を行っていくという必要がございます。

そこで、この砂防ダムの背面で管理ラインが遠目から見えるような形をとり、管理ラインを示す計測板を設置させていただきたいと思っております。この計測板を周辺から目視することにより、またドローンを活用したリモート点検での確認を可能とすることで、今後、維持管理に努めてまいりたいと思っております。

山西副委員長

先ほど御報告いただきましたように緊急点検を行うなど、速やかな対応をされておられまして、そこは評価をしたいと思います。御報告にありましたように緊急点検を実施して、特段の異常がないということは確認できたということでもあります。

しかし、やはり今後、県内の状況を早急に細かく更に踏み込んで調査する必要があると思っております。

国では、今回の災害を受けて盛土の総点検を実施をするということを伺っておりますが、その内容についてお伺いしたいと思います。

また、県として今後どのように盛土の総点検に取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

神原県土整備政策課長

ただいま山西副委員長より、盛土の総点検につきまして御質問がございました。

8月10日、盛土による災害防止のための関係府省庁連絡会議が開催され、国土交通省をはじめ、環境省、農林水産省など、関係機関が一体となって盛土による災害防止のための総点検を実施することが示され、翌日には、国から都道府県に対して総点検の実施について依頼されたところでございます。

この中で、土砂災害警戒区域や山地災害危険地区、大規模盛土造成地における盛土につきまして、許可、届出等の必要な手続が行われているか、手続内容と現地の状況が一致しているか、廃棄物が混入していないかなどといった観点から点検を行うこととされております。

このため、本県ではこれを踏まえ、直ちに総点検の作業に着手しまして、土地利用規制等を所管する各関係機関が、それぞれの規制区域及び規制事項について点検対象箇所の抽出を進めるとともに、県内市町村にも協力を依頼したところでございます。

引き続き、盛土箇所を適切に抽出するとともに、県が先んじて実施した7月の緊急点検結果や現場においての目視点検等を踏まえ、国が年内をめどに行う暫定取りまとめに向け、県のほうでも作業をしっかりと進めてまいりたいと考えております。今後とも、盛土による災害の防止に向け、国や関係機関と緊密に連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

山西副委員長

同様の痛ましい災害が本県で起こることがないように、しっかりと盛土の総点検を行っていただき、万全を期していただくようお願いして、私の質問を終わります。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時32分）